

諸外国における名誉毀損罪・侮辱罪に 相当する罰則の概要

諸外国における名誉毀損罪・侮辱罪に相当する罰則の概要

ドイツ	フランス	韓国
<p>【侮辱】（刑法） 侮辱は、1年以下の自由刑又は罰金刑に処し、侮辱が公然と、集会において、表現内容の流布により、又は実力を用いて行われた場合には、2年以下の自由刑又は罰金刑に処する。</p> <p>【誹謗】（刑法） 他の者に關して、その者を侮辱し又は世評において貶めるのに適した事実を主張し、又は流布した者は、この事実が真実であることが証明できる場合を除き、1年以下の自由刑又は罰金刑に処し、誹謗が公然と、集会において又は表現内容の流布により行われた場合には、2年以下の自由刑又は罰金刑に処する。</p> <p>【中傷】（刑法） 確定的認識があるにもかかわらず、他の者に關して、その者を侮辱し若しくは世評において貶め又はその信用を危殆化するのに適した虚偽の事実を主張し又は流布した者は、2年以下の自由刑又は罰金刑に処し、中傷が公然と、集会において又は表現内容の流布により行われた場合には、5年以下の自由刑又は罰金刑に処する。</p>	<p>【非公然の名誉毀損】（刑法） 人に対する非公然の名誉毀損は、第一級違警罪について定める罰金刑（注：38ユーロ以下）で罰する。</p> <p>【非公然の侮辱】（刑法） 人に対する非公然の侮辱は、扇動によって行われたものでない場合には、第一級違警罪について定める罰金刑で罰する。</p> <p>【公然の名誉毀損】（報道の自由に関する1881年7月29日付け法律） 公共の場所における演説、公共の場所において販売された印刷物、公衆の面前に張り出された張り紙、電子的方法による公共通信手段等の手段の一により、個人に対してなされた名誉毀損は、1万2,000ユーロの罰金刑で罰する。</p> <p>【公然の侮辱】（報道の自由に関する1881年7月29日付け法律） 公共の場所における演説、公共の場所において販売された印刷物、公衆の面前に張り出された張り紙、電子的方法による公共通信手段等の手段の一により、個人に対してなされた名誉毀損は、1万2,000ユーロの罰金刑で罰する。</p>	<p>【名誉毀損】（刑法） 公然と事実を摘示して人の名誉を毀損した者は、2年以下の懲役若しくは禁錮又は500万ウォン以下の罰金に処する。 （虚偽の事実の摘示による場合、5年以下の懲役、10年以下の資格停止又は1,000万ウォン以下の罰金）</p> <p>【出版物等による名誉毀損】（刑法） 人を批判する目的により、新聞、雑誌又はラジオその他の出版物により名誉毀損を犯した者は、3年以下の懲役若しくは禁錮又は700万ウォン以下の罰金に処する。 （虚偽の事実の摘示による場合、7年以下の懲役、10年以下の資格停止又は1,500万ウォン以下の罰金）</p> <p>【侮辱】（刑法） 公然と人を侮辱した者は、1年以下の懲役若しくは禁錮又は200万ウォン以下の罰金に処する。</p> <p>【情報通信網を通じた名誉毀損】（情報通信網の利用促進及び情報保護等に関する法律） 人を誹謗する目的で、情報通信網を通じて公然と事実をあらわし、他人の名誉を毀損した者は、3年以下の懲役又は3,000万ウォン以下の罰金に処する。 （虚偽の事実をあらわして行われた場合、7年以下の懲役、10年以下の資格停止又は5,000万ウォン以下の罰金）</p>